

# かもがわ

残暑お見舞い  
申し上げます

源氏庭

庭上に降りないで下さい



## 裁判員になりたくない？

坂元和夫

### 優等生の答え

最近、裁判員制度についていろいろな人から質問を受けることが多くなりました。・いよいよ来年五月から裁判員制度が始まるからでしょう。やる気満々の人は残念なぐらいないようです。万一、当たってしまったらどうしようかという不安を抱いている人ばかりです。

私は、何故このような制度を作ったのかと恨みがましく訊く人には、今の刑事訴訟の問題点——職業裁判官の慣れから起こる感性の鈍麻や九九・九パーセントの有罪率のために陥る有罪の推定などの弊害——を挙げ、市民の新鮮な感覚注入の重要性を力説します。

毎日生活するのに精一杯

で他人事に関わっている暇などないと言う人には、痴漢冤罪の例を挙げ、映画「それでも僕はやっていない」を観るように勧め、「自分がやってもいけない罪で罰せられたらどうしますか、他人事ではないんですよ」と論じます。

### 自分が裁判員に選ばれたら？

ところで、私自身は弁護士なので裁判員になる資格がありませんが、もし、一市民だったとしたら、裁判員になりたいと思うかどうか考えてみました。

模擬裁判なら喜んで応募するでしょう。しかし、本番となると話は別です。特

に死刑事件が引っかかります。自分の一票で人の命が奪われることの重みです。神でもない同じ人間なのに他人の命を奪ってもいいのか、自分にそのような(道徳的な)資格があるのか、万一、証拠上は有罪でも本当は冤罪だったらどうするのか等々考え出すと、裁判員にはなりたくないという気にはなかなかなれません。

### 中世西欧の裁判官の悩み

裁判に携わる者のこうした悩みについて歴史を遡って書かれた興味深い本を最近読んだので紹介します(イェール大学教授ジェイムス・ホイットマン著「合理的疑いの起源」)。

中世ヨーロッパでは、キリスト教が社会の隅々まで支配していたので、人々の関心事の第一は死後神による魂の救済を受けることでした。キリスト教は、聖書の中では死刑を肯定しながら、他方では「人間は神の

イメージで造られたのだから人間の血は神の血である」として「血による汚れ」を忌み、人が死刑や手足切断刑に関わることを良しとしませんでした。とりわけ、誤って無実の被告人を死刑にすると、裁判官は神に背いた罪を問われ魂の救済を受けられず地獄へ落ち永劫に亘って苦しまなければならぬものとしていました。これでは、裁判官

は、常に、神に対する罪を犯す危険に直面しながら職責を果たさなければならぬという困難な立場に立たされることとなります。

中世のキリスト教神学者は、裁判官のこうした不安を取り除くために、裁判官が死刑を宣告する行為は、戦争にさいして兵士が敵を殺す行為と同じく殺人には違いないが神の目から見ると正当な行為なのだとか、裁判官が定められた手続に従って死刑を宣告する限り、それは法による殺人で人(裁

判官)による殺人ではない等と説きましたが、聖アウグスチヌスなど、不安が解消されたわけではなかったようです。裁判官の仕事は貴族など上流階級の人が担ったので、その不安を取り除くことは重要な問題でした。

### 陪審制の発生

古代から中世にかけて、犯罪が発生した場合、証人がおらず自白もないときは裁判において神判が行われるのが一般的でした。焼いた鉄棒を握らせ火傷の治り具合を見たり、当事者を縛って冷水に投げ込み浮き沈みを見たり、熱湯の中の石を拾わせて火傷の有無により判決を下したのです。

そういった結果に神意が顕れると信じられていました。神判は、被告人や民事の当事者の行為が明白な場合にも行われました。それは、証人や裁判官の判決結果に対する責任を神に帰してその信仰からくる精神的

苦痛・負担を和らげ、被告人の親族からの報復を避けるためでした。

一世紀から一三世紀にかけて、カソリック教会は、神判は人間が神を試すものだから好ましくないという方針をとるようになり、以後、神判が行われることが少なくなりました。そのため困ったのが裁判官です。法によるにせよ殺人の責任を神に転嫁できなくなつたからです。

王権の強かつたイギリスでは、共同体の住民二人をして宣誓のうえ告発と証言をさせ、後にこの二人に被告人の罪責決定の責任をも負わせることにしました。但し、大陸諸国では陪審制ではなく、証人に宣誓証言を強制し被告人の自白を拷問をまじえて追及する糾問主義訴訟手続へと進んで行きました。当の被告人が自ら罪を認めれば、死刑を宣告する裁判官の精神的負担が軽くなるからです。

イギリスの裁判官は陪審員に責任転嫁をしたので、今度は陪審員が悩むことになりました。二人という多

人数でしかも全員一致制をとり死刑判決を下すことによる精神的負担を分散させ、陪審員が無罪の方向に限って法廷に表れた証拠に反する個人的知見すなわち私知(Private knowledge)に基づく判断を下すことを認め、陪審が審判を下すにあたって誤判による精神的罪を犯さないよう判断に当たっては安全な途(safe way)を選ぶことを勧奨するなど、陪審員が安心して有罪判決を下すことができるような施策がとられました。「safer way」の慣行は、近世になって「疑わしきは罰せず」の原則(The reasonable doubt rule)へと発展したと言われています。

### 裁判員制度の行方

軍法会議で宣告された銃殺刑を執行するときは、射

手は複数からなる銃殺隊が空砲を交えた銃を発射して行うといわれます。わが国では、最近まで、法務大臣が在任中死刑の執行指揮書に署名をしたがらないのが通例になっていました。いくら適法だとは言っても、死刑に関わることは人間である以上誰しも嫌なのです。世論調査で、裁判員になりたくないと答える人が多数を占めるのは理由のないことではありません。中世の西欧諸国で人々が死刑裁判に関わることを嫌がったのは、キリスト教の信仰に出たものでしたが、これも本を正せば人間の本性に根ざすものではないでしょうか。

今日の英米では、全員一致制、陪審員に質問させないこと、評決に理由を付さないこと、私知の許容、ジュリー・ナリファイケイション(法の無視)など陪審制を形作っている諸制度とか無罪推定原則は、被告人の権利を保障する事実認定

のシステムだと考えられており、実際にもそのように機能しています。しかし、それらが同時に、死刑裁判に関わることへの陪審員の精神的不安・苦痛・嫌悪を和らげるという元々の作用をも果たしていることは言うまでもありません。アメリカの市民が陪審制を支持し、安心して陪審の職務に従事し、職務を終えた後に機会があれば又やってみたいと言う人が多いのは故なしとしないのです。

裁判員制度は主権者としての国民の司法参加を強調するあまり、こうした裁判員の精神的負担に対する手当をしていません。最高裁や法務省それに日弁連の事前の広報を見ても、この制度により国民の視点や良識を裁判に反映させ裁判を国民に分かりやすく身近なものにすることができるといふ制度の一面のメリットを強調するに止まっており、国民の精神的不安や苦痛の

緩和策についての言及はありません。さらに、最高裁や法務省は、前述の裁判の現状の問題点を全然認めようとしないので、今、何故、国民に多大の負担を強いる裁判員裁判を導入しなければならぬ理由が何なのか国民にとってきわめて分かり難いものになっており、徴兵制に等しいというような批判を生む原因ともなっています。

裁判員裁判制度は施行から三年経過後に見直しが予定されているので、そのさいに、全員一致制にするとか、裁判員を量刑からはずすとか、終身刑を設けるとか、死刑を廃止するとか、「疑わしきは罰せず」原則の運用を再考するとか、あるいは、アメリカのように裁判が終われば裁判員の守秘義務を解除して裁判員の精神的苦痛を消散させることを可能にするなどの議論が行われることを期待したいと思います。



### 三つの原爆特集

尾藤 廣 喜

六三年目の原爆の日を迎えて

いつも原爆の日は、広島・長崎の現地に行くか、会議に参加するかで、落ち着く機会の少ないこのごろですが、今年は、ふるさと香川で過ごす時間が持てました。そのため、TVで、原爆の日になんださまさまな特集を見ることができました。その中で、いずれもNHKで報道された三つの番組を是非とも紹介したいと思います。

#### ヒバクシャからの手紙

被爆者健康手帳を持つ約二四万人の被爆者の平均年齢が、七五歳を超え、今、被爆者運動の中で、最も大

きな課題は、被爆体験をどう後の世代に伝えるかという問題です。五日深夜に報道され、昨年から始まったこの番組は、その問題に一つの回答を与えてくれました。

番組は、広島県原爆被害者団体協議会の理事長坪井直さんと作家の井上ひさしさんの話を交えながらも、あくまでも被爆者の「手紙」を主役に据えています。「手紙」は、凄まじい被爆体験を語りながらも、その中で、家族の愛情、友情、人間の生きざま、苦悩をさまざまに形で訴えています。中でも、千葉の岩佐幹三さんが、せまりくる猛火の中でお母さんと別れざる

を得なかった状況を語った手紙は、原爆症認定裁判を闘っている仲間として、岩

佐さんの「思い」の原点に触れた気がして、涙なくして聞けない内容でした。

「核兵器を絶対に再び使わせてはならない」「こんな悲惨で苦しい思いは自分達だけでたくさんだ」という核廃絶の願いが全体にあふれ、実感できる番組でした。

#### 見過ごされた被爆

原爆症の認定の問題点が、被爆地点と爆心地から距離をもとに、被爆者が浴びたであろう放射線量を推定し、これと病気を機械的にあてはめて認定していくという方式にあること

は、度々この欄でもご紹介しているとおりです。

この方式では、原爆が爆発してから後に市内に入っ

られないというのが実態でした。

この特集では、「理論」では、被爆者にあらわれている被害の説明がつかないところから、被爆者の染色体を分析し、遠距離被爆者や入市被爆者に多くの異常が発生しているという事実から、「被爆の広がり」に科学的に迫る鎌田七男広島大名誉教授の研究内容の紹介を縦糸に、入市被爆者の被爆体験と、その後の身体

の異常、ともに入市した人に現れた死などを横糸に紹介しながら、抑えた表現の中で、「放射線被害の実態」と「認定制度の惨さ」を告発していました。

#### 封印を解かれた写真が語る NAGASAKI

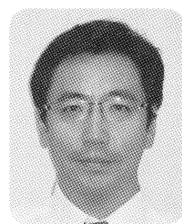
横井久美子さんの「にんげんをかえせ」のCDのジャケットにもなり、二〇〇五年の東京よみうりホールでのメッセージライブで私がバックで尺八を演奏

させていただいたジョー・オダネルさんの「焼き場に立つ少年」の写真を中心に、真珠湾攻撃をきっかけに志願兵となったオダネルさんの封印された従軍写真の密にせまった作品。

オダネルさんが、なぜ戦後四五五年経過してから、「NAGASAKIのHIBAKUSYA」の写真を公開したのか、被爆者に対する同情と共感、さらには核に対する怒りがオダネルさんへのインタビューテープと息子のタイグ・オダネルさんの行動を通じて明らかにされます。

「例え、小石によるどんな小さな波でも、これが引き継がれ伝えられれば、アメリカの岸辺にも届」というオダネルさんの言葉は、被爆者の思いと連帯を象徴している気がしました。

三つとも、是非再放送していただき、今後の平和を考える貴重な資料としていただきたいと思います。



## 悩む力

山崎浩一

### 自我の悩み

姜尚中氏の話題の本「悩む力」には「何のために生きていくのか」という姜氏の悩みが解決される思考過程が記されています。

実は僕も早稲田大学に入りましたが、一年生の年度末の試験が終わったとたん、毎日が憂鬱で重苦しい日々になってしまいました。始めは法律学への不満でした。法律の勉強の何と暗く、面白くなく、非科学的なことか。こんなつまらない学問のために青春時代を費やさないといけないのかと暗澹たる気持ちになりました。まわりで同年代の若者が楽しく青春を謳歌しているのを見るにつけ、よ

けいに落ち込みました。

そのうちに「自分には人に誇れるものが何も無い」というコンプレックスや「一心不乱に打ち込める対象を見つけない」という焦燥感に変わっていききました。それが容易に解決できない問題であると悟ると、今度は「どうせ死んでしまいうのに何故人は生きるのか」「自分とは何者だ。自分の意識は自分が滅ぶとどうなるのだ」という自我の悩みに入り込みました。

### 悩みからの脱却

結局、解決できない悩みのため二年生の授業をさぼるようになり、時間をもて余し、ぶらぶらしてしま

た。ある日、横田基地を見

に行き、そのまま足を延ばして御嶽山に登りました。夕闇迫る山道沿いの数軒の民家から漏れる団らんの明かりに何故か胸が熱くなったのを覚えています。その日の経験から、不思議と大学の授業に復帰するようになりました。僕はどのように自我の悩みから脱却できたのか、自分なりに理解したつもりでしたが、「悩む力」を読み「そうだ！」と共感

姜氏によれば、自我の悩みの原因は自分が誰からも承認されていないという思いだということです。だから、その悩みを克服するためには、自分が世間の人から承認されているという自覚を持つこと、そのためには自分が他人を承認し、他人のために何か(姜氏は仕事をすることだといいます)を

僕もあの日、弁護士になれば頭上を轟音上げて米

軍機が離発着する真下で首

をすくめて暮らさなければならぬ人々を助けることができる。それはやり甲斐のあることではないかと感じたのです。

人を助けるのは自分のためです。助けた人はもちろん他の人からも褒められ承認されるのです。

夕暮れの奥多摩の山中の団らんを見て胸が熱くなったのは、普段大勢の人から承認されることが少ないであろうはずなのに、つましく暮らす人々への畏敬と切ない気持ち湧いてきたためでしょうか。

### ゲートと中島敦

ゲートの「ファウスト」では、生きる意味を感じさせてくれたら魂を渡すと悪魔に約束したファウスト博士がメフィストの仕掛けた快楽の罠では生き甲斐を感じず、人々のために干拓工事をすることで生き甲斐を感じ、昇天するという結果

を迎えます。

他者のために何事かをなすことで他者から承認されることこそ人間の生きる意味であると言いたいのではないのでしょうか。

僕が随分と慰められた本が中島敦の「悟浄出世」と「悟浄嘆異」です。沙悟浄が自我の悩みに苦しみ、妖怪世界の哲学者のもとで悟りを得ようとしませんが、どれもびんと来ない。何年も放浪するうちに、実は世界の意味を尋ねる形式で最も執念深く自己の幸福を捜していたことに気付き、自分をさらけ出して、結果を考へる前に自分を試してみようと決意します。そのときに菩薩に逢い「世界は概観によるときは無意味のごとくなれども、その細部に直接働きかけるときにはじめて無限の意味を持つ」と教えられます。細部との働きかけとは、人々との相互承認そのものではないでしょうか。



## 裁判員の憂鬱

鍛田 則仁

裁判員制度の実施がいよいよ秒読み段階に入ってきました。裁判所、検察庁、弁護士会とも、広報宣伝活動に余念がありませんが、各種世論調査を見る限り、盛り上がりも、関心も、制度の内容についての認知・理解の度合いも、今ひとつどころか大きく不足しているようです。おそらく、一般人々には、まだまだ人ごとのように受け止められているのではないのでしょうか。そうは言っても、今年の一二月か一二月ころには、裁判所から、「平成二十一年の裁判員候補者としてあなたの名前が名簿に載りました。」といった内容

のお知らせが全国でおよそ三〇ないし四〇万人程度の人に届き、有無を言わさず手続は進んで行きます。今の制度についての周知の実際や大方の国民意識を前提とする限り、まず名簿に載ったという通知がくるだけで、国民の多くは、何か面倒なことに巻き込まれてしまったという憂鬱な気持ちになるでしょう。統計のとおり方により変わってきますが、生涯を通じて裁判員になる確率は、一〇〇人に一人よりもっと高い割合になるようですから、裁判員候補者として呼出しを受ける確率、単に名簿に載る確率はこれよりもっと高く

なり、とても人ごとで済む話ではありません。

最も憂鬱の種は、これから行われる裁判員制度では、裁判員が死刑を含む量刑の決定にも関与しなければならぬことにあるのではないのでしょうか。大雑把にいえば、アメリカやイギリスの陪審制では、陪審員は、有罪か無罪かを決めて裁判官に答申すればお役ご

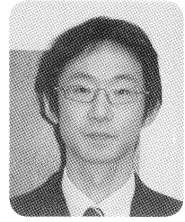
されており、上訴は、プロの裁判官のみが裁判しますから、これで、国民の意見を尊重したといえるのか疑問ですが、反面、重い義務を負っていることになっています。

免であり、その後の量刑手続には関与しません。ドイツやフランス等ヨーロッパの参審制では、参審員は、有罪・無罪の決定だけでなく、量刑にも関与しますが、これらの国では死刑が廃止されていますから、死刑には関わらなくて済むということになっています。日本の裁判員は、世界的にみても、最も強力な権限を与えられ(もともと、無罪判決に対する検察官の上訴が許

の評価、更生可能性の判断など相当の専門性が必要ですが、まして、その判断は、死刑に限らず直接人の一生を左右してしまします。執行猶予の有無はもとより、懲役が一月半ほどか軽いかということもおろそかにできません。ここまでの責任を一般国民がなぜ背負わなければならないのか非常に疑問に思います。裁判の日の一か月半ほど前に突然通知をもらって、裁判所に行ったら、悲惨な殺人事件の裁判員になることになり、数日のうちにそれまで見たこともない被告人を死刑にすることを決めて、

有罪・無罪の判断は、基本的に検察官の主張している犯罪事実が証拠により認められるかという法律的知識がなくてもできるものであり、裁判への国民参加の眼目は、この場面に国民の良識を反映させ、誤判や冤罪を防止しようということろにありますから、この判断に国民が関わっていくというのは、むしろ当然といえるでしょう。しかし、量刑の判断は、先例に対する理解、判断の統一性(被告人は、他の者と平等な刑なのかどうか)に極めて敏感であり、それなりの情報も集めています)、個別の情状

その言い渡しに裁判官と並んで立ち会う可能性もあるわけです。このストレスや精神的衝撃に堪えられる裁判員はどれだけおられるのでしょうか。非常に心配なことです。



## 入札監視委員会

徳田 敏

と認めた場合は、地方公共団体の長に対して意見の具申を行うことが定められており、N市の入札監視委員会の事務も、この指針とほぼ同じものとなっています。

### 完璧な入札制度

公共工事に関する契約において不正排除を徹底するには、すべての公共工事を一般競争入札に付するのが最も適しており、会計法や地方自治法でも、公共工事を請け負う事業者の選定は一般競争入札で決めることを原則としています。

一般競争入札は、入札に付する工事概要等を公告して、広く入札参加希望者を募って競争させ、落札者を決定する入札方式であるため、談合を行いくく、入札の公平性や工事の経済性が確保しやすいというメリットがあります。他方でダンピング受注により工事が粗悪な品質になるおそれがあるほか、競争力の低い地元の事業者が受注しにくいというデメリットがあります。工事の品質確保を図ったり、

地元事業者を受注させやすくするための方式としては、指名競争入札があります。指名競争入札は、発注者があらかじめ資格審査を実施して、入札に参加できる有資格業者名簿を作成しておき、個別の公共工事ごとに入札に参加できる事業者を選定・

指名して、競争入札をさせて落札者を決定する入札方式であり、一般競争入札のデメリットを補うことができず、か、その裏返しとして、競争入札に参加する事業者が特定の事業者に偏りがちになるため、談合がおこなわれやすくなり、入札の公平性や工事の経済性が損なわれる可能性があります。また、一般競争入札が持つダンピング受注や工物品質への不安を補う手段として、「総合評価方式」という方式も導入されつつあります。総合評価方式は、入札価格以外に技術的要素の評価値を加えた総合評価を行って落札者を決める方式ですが、評価値の算定方式や入札価格と評価値との割合の決め方如何によって、公平性が大きく左右さ

れるという問題がやはり残っています。

このように、公共工事には請負業者選定の公平性、工事価格の経済性、工物品質の確保といったそれぞれ重要な目的があるのですが、そのすべてが満足できるような完璧な入札制度を整備することは難しく、どの入札制度においても、不正が入り込む隙間があります。この隙間に入り込んだ不正を事後的にチェックして、入札の適正を保つ役割が入札監視委員会に期待されています。

### 委員として

入札監視委員会の委員としては、私の他に、一級建築士と行政書士の方が一名ずつ委嘱を受けており、その方々の方が建設業界の実情も発注する市町村の内情も詳しいと思います。いわば入札実務に素人の私は、発注者や受注者のしがらみとはまったく無縁の立場ですので、入札や契約内容の公平性の観点から審議に参加し、市民からの付託に応えていきたいと思っております。

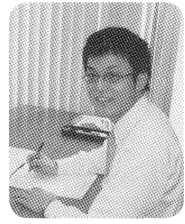
今度、京都府下のN市において入札監視委員会を設置することとなり、本年七月、私も委嘱を受けて委員となりました。入札監視委員会とは、文字どおり、公共工事の入札や契約の過程・内容を監視する委員会であり、公共工事の入札や契約について事後的にチェックを行う機関です。

日常生活で使う上下水道、道路、学校や役所等の公共の建物や公園など、私たちが公共工事の成果と一切関与せずに毎日の生活を送ることはほぼ不可能です。この国民生活に不可欠な公共工事を巡っては、残念ながらしばしば談合や贈収賄という不祥事の舞台になってきました。

公共工事の適正化を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(入札適

正化法)という法律があり、この入札適正化法に基づいて、国は適正化指針を策定しています。この指針の中で、各省庁や地方公共団体は、入札や契約の過程・内容の透明性を確保するため、入札監視委員会等の第三者機関の設置・活用を講ずるものとされ、京都府下ではN市以前にも、京都府、京都市、宇治市などですでに入札監視委員会等の第三者機関が設置されています。

指針では、入札監視委員会の事務として、①入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること、②委員会が抽出・指定した公共工事に関して、指名や落札者決定の経緯等について審議を行うこと、③報告を受けたら、審議した公共工事に不適切な点や改善すべき点がある



## 繰り返されるバブルの歴史

### 富増四季

日本のバブル崩壊から一五年以上の時を隔てて、今日、新聞紙上をにぎわせているのが、サブプライム■ローンの騒動です。これら二つの狂乱に共通していたのは、不動産価格が上がり続けるという甘美な神話が投機熱を加速させていったという点です。

サブプライムローンのからくりを簡単に説明すると、住宅優遇政策などを背景に、不動産購入者が増え価格が上昇することを見過ぎし、以前なら返済能力なしとされた人々に対して、(購入される不動産の将来的価値をあてにして)貸付が行われるようになりました。これをお金を貸す側から見ると、不動産価値の上昇が維持される限りにおいて、安全で

歴史の本『バブルの歴史』E. チャンセラー著)を紐解けば、古くから、様々な国で投機バブルの愚が繰り返されてきた様子が描かれています。

高リタインのうまい儲け話となりませす。そこで、証券集などにより世界中から投機家の資金を引きつける仕組みを整えてみたところ、貸付け額が激増し、さらなる価格高騰を生み出しました。一見だれも損をしないはずの夢のようなスキームは、瞬く間に崩壊しました。バブル状態となった不動産価格が下落に転じると、次々と貸し倒れが起こり、不動産価格は暴落したのです。狂乱が冷めた後、担保を実行されて家を失い、それでもなお莫大な借金が残り、途方に暮れる人々が続出しました。私はこれまで漠然と、日本のバブルは、特殊な条件下における一過性の現象と理解していました。しかし、ある経

が行われていたようです。バブル崩壊直前の一六三七年末にもなると、素人投資家たちは、実態を伴わない空虚な取引を繰り返すようになっていました。価格下落の徴候を見逃してしまえば、『遅れた者は悪魔の餌食』(上記書籍の原題)となるのに、多くの人々が、現実から目を反らし、一攫千金を狙って狂乱に飛び込んでいったのです。一六三七年二月、チューリップ市場は突然暴落し、一文無しになった人々や、損害を受けた園芸家が続出しました。

一六三四年ころまでには、品種によっては高値で球根が売買されておき、身近な投機の対象にもなっていました。この禁断のチューリップ投機の世界に、農民、靴屋、パン屋などあらゆる職種、幅広い階層の人々が参加するようになっていたのです。この当時、夜になると、場末の居酒屋の一室に、にわか投機家が集まってきて、酒宴の喧騒のなか、黒板や木の札などをを用いながら先物取引(風の取引)などと呼ばれました。

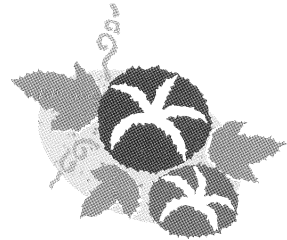
めました。再度、これらの商品の価格高騰バブルを売り抜けて、短期に最大の利益を得ようという算段のようですが、その影響で、今度は全世界の一般市民の生活を圧迫し、地域によっては深刻な食糧危機を引き起こしているというのですから、何とも割り切れない気分になります。

今回、二一世紀のアメリカにおいて、再び、新たなバブルの歴史が刻まれる結果となった訳ですが、投機家や経済政策の立案者たちは、これらの経験から何かしらの教訓を得るべきだったのでしょうか。サブプライム騒動でマイホームを夢見た人々の生活をぶち壊した投機マネーは、経済停滞の懸念から株式市場からも引き揚げられた投機資金と一体となり、今度は、原油や穀物の先物市場に狙いを定

また、サブプライム騒動後も、オイルマネーで潤うドバイでは、年二〇%もの不動産価格の上昇に目を付けた投機家たちが全世界から集まり、いつ起こるかもわからないバブル崩壊のリスクを睨みながらチキンレースを繰り返しています。地球を股にかけて瞬時に莫大な投機マネーが飛び交う今日の世界経済は、人類が未だ経験したことのないものです。経済の健全な発展維持に必要な事業意欲を削ぐことなく、野獣のような投機マネーをいかに制御していくのか。この古典的な問題がこれまでにない重要性を持って、世界の政治・経済にのしかかっていると云えるでしょう。



## かもがわ講座



# 中小企業経営継承円滑化法

今年の五月九日、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(中小企業経営継承円滑化法)が成立したことをご存じでしょうか。

この法律は、日本で、中小企業の占める割合が、企業の九割、雇用全体の七割を占めることや、その独自の高度な技術力、大企業との密接な関係などから、大変重要な存在であるのに、その承継について、これまで全く特別な配慮がなかったところから、今回、特に定められたものです。内容としては、一定の資本金以下(例えば、小売業については資本金五〇〇万円以下または従業員五〇人以下)の一定期間以上継続して事業を行っている中小企業について、①後継者を含む旧代表者の推定相続人全員が、書面による遺留分の算定に関する合意をす

ることができると②但し、この合意について、経済産業大臣の確認および家庭裁判所の許可を受ける③事業の承継にともない、認定を受けた業者についての金融支援④相続税の課税についての特例(納税の猶予)などが含まれています。

手続きが複雑なこと、特に、①の要件については、弁護士、税理士等の関与が不可欠であること、推定相続人全員の同意が必要であることなどまだまだ限定された内容であることが問題ですが、有効に使いこなしたものです。

なお、この法律は、平成二〇年一〇月一日から施行されますが、遺留分の関係についての民法の特則については、制度が複雑ですので、公布の日(平成二〇年五月一六日)から一年以内の指令で定める日となっています。